

## 第39号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月4日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部中41の7の項を41の9の項とし、41の6の項を41の8の項とし、41の5の項の次に次のように加える。

41の6	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
41の7	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。

別表第2の4建築の部42の項中「34,000円」を「39,

000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同部43の項中「982,000円」を「1,081,000円」に改め、同部46の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。

46 の2	都市計画証明書の 法施行規 則（昭和 44年建 設省令第 49号） 第60条 の規定に 基づく証	1通につき 900円	交付申請のとき。
----------	--	------------	----------

	明書の交付				
46 の3	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1	宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 イ 500平方メートル以内のもの 20,000円 ロ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 ハ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 54,000円 ニ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,000円 ホ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 123,000円 ヘ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 201,000円 ト 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000円 チ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000円 リ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円 ヌ 100,000平方メートルを超えるもの 533,0	許可申請のとき。

00円

2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額

イ 500平方メートル以内のもの 18,000円

ロ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 28,000円

ハ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 35,000円

ニ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円

ホ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 66,000円

ヘ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 121,000円

ト 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 134,000円

チ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円

リ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 207,000円

ヌ 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円

<p>46 の4</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料</p>	<p>1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。</p> <p>イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（口のみ該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ46の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ46の3の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更 15,000円</p> <p>2 土石の堆積を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。</p> <p>イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（口のみ該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の</p>	<p>変更申請のとき。</p>
------------------	---	-------------------------------------	---	-----------------

			<p>面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ46の3の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ46の3の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更 15,000円</p>	
46の5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
46の6	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	交付申請のとき。

条第3項 の規定に 基づく盛 土規制法 調書の写 しの交付		
--	--	--

別表第2の4 建築の部60の項及び61の項中「向上の一層」を「一層の向上」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の4 建築の部42の項、43の項及び46の項の改正規定並びに同項の次に5項を加える改正規定は、令和6年7月31日から施行する。